

## 富津市学校給食運営委員会議会議録

1	会議の名称	令和6年度第1回富津市学校給食運営委員会議
2	開催日時	令和6年7月26日(金) 15時01分～16時30分
3	開催場所	富津市役所本庁5階 504会議室
4	審議等事項	議題 (1) 委員長及び副委員長の選出について (2) 学校給食費の滞納状況及び対応について (3) 学校給食用食材の放射性物質検査について (4) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について (5) 学校給食費無償化事業について (6) 富津市学校給食食物アレルギー対応マニュアル(案)について
5	出席者名	(委員) 川名泰、宮崎晴幸、田中計、河野信成、財前司、高鍋元博、平野嗣朗、藤倉薫 (事務局) 岡根教育長、中山教育部長、細谷学校教育課長、池田給食係長、長谷川場長、宮崎主査、岡本主査
6	公開又は非公開の別	公開 ・ 一部非公開 ・ 非公開
7	非公開の理由	富津市情報公開条例第23条第 号に該当(理由)
8	傍聴人数	0人(定員5人)
9	所管課	教育部学校教育課給食係 電話 0439(80)1343
10	議会議録(発言の内容)	別紙のとおり

令和6年度第1回富津市学校給食運営委員会 会議録

発 言 者	発 言 内 容
池田係長	<p>令和6年度第1回富津市学校給食運営委員会を開会します。</p> <p>本日は、藤崎委員、渡辺委員から欠席の連絡があり、委員8名の出席をいただいております。富津市学校給食調理場管理運営規則第11条第2項の規定により会議が成立することを報告します。</p> <p>また、本会議の内容については、富津市情報公開条例第23条の規定により公開となっております。また、会議の記録のため録音機を使用しておりますので、ご了承くださいませようお願いいたします。</p> <p>会議を次第により進行します。</p>
岡根教育長	<p style="text-align: center;"><b>【教育長挨拶】</b></p>
池田係長	<p>本日は、新委員での第1回目の委員会となるので、全委員に自己紹介をお願いします。</p>
全委員	<p style="text-align: center;"><b>【委員自己紹介】</b></p>
池田係長	<p>事務局は、席次表により確認をお願いします。</p> <p>会議次第4「議題」を進めさせていただきます。</p> <p>議題（1）委員長及び副委員長の選出について事務局から説明します。</p>
細谷課長	<p>本件については、前委員の任期が、令和6年6月30日をもって満了となり、新委員として皆様方に辞令を交付させていただいたところでありますので、新たに委員長及び副委員長の選出をお願いするものであります。</p> <p>「富津市学校給食調理場管理運営規則」第10条第1項に「運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。」と規定されておりますが、本日初めてお会いするという方々もおり、選出をお願いしますと言われてもなかなか難しい面があるかと思われまますので、つきましては、事務局から提案させていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
細谷課長	<p>今までの慣例としては、委員長は学識経験者の方、副委員長は校長代表の方から選出されておりました。</p> <p>そこで委員長を川名 泰委員に、副委員長を学校長代表の河野信成委員にお願いをさせていただければと存じますが、いかがでしょうか。</p>

	(「異議なし」の声あり)
	<p>それでは、委員長を川名委員、また副委員長を河野委員に決定させていただきたいと思えます。 どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、委員長、副委員長から一言ずつご挨拶を頂戴したいと思えます。座席の方へ移動していただいてもよろしいでしょうか。ご挨拶いただければと思えます。川名委員長よろしくお願ひします。</p>
川名委員長	【委員長挨拶】
河野副委員長	【副委員長挨拶】
池田係長	<p>「富津市学校給食調理場管理運営規則」第11条第1項に「委員長が会議の議長となる。」と規定されているため、川名委員長に議長となって頂き会議の進行をお願いします。</p>
川名委員長	<p>はい。それでは議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日の給食運営委員会会議録署名人は、市議会議員代表の宮崎委員にお願ひしたいと思えます。</p> <p>それでは、早速議題に入らせていただきます。議題(2)学校給食費の滞納状況及び対応について事務局の説明をお願いします。</p>
池田係長	<p>それでは、(2)学校給食費の滞納状況及び対応について説明します。</p> <p>資料1「令和5年度給食費(現年分)」をご覧ください。令和5年度給食費(現年分)の収納状況でございます。</p> <p>調定額とは、児童・生徒・教職員、調理員等から徴収する給食費の合計額です。</p> <p>収入額は、先ほどの調定額に対して、実際に収められた額となります。</p> <p>未納額は、調定額と収入額の差額で本来、納入されるべき額であり、令和6年度に繰越しになる金額です。</p> <p>収納率は、調定額に対し、収入となった率です。</p> <p>収納率が100%の学校は、小中学校11校中1校です。</p> <p>全体の調定額 109,778,195円に対して、 収入額 108,508,085円、 未納額 1,270,110円、 収納率は98.84%となっています。</p> <p>続きまして、3ページの資料をご覧ください。こちらは参考に、</p>

資料2「令和4年度給食費（現年分）」の収納状況です。

全体の調定額 98,662,899 円に対して、

収入額 97,936,744 円、

未納額 726,155 円、

収納率は 99.26% です。

令和4年度は、2学期の無償化を実施したため調定額が令和5年度よりも少なくなっています。また、大貫・天羽共同調理場の受配校を変更したことに伴い共同調理場の集計している学校が異なっています。

また、未納額が増加した要因は、学校から市へ徴収事務が移行し、口座振替及び納付書を送付し徴収していますが、口座引落をしても残高不足で引落ができない保護者が毎月100人程度おり、口座引落不能通知及び督促状を送付するも、未納の保護者が一定数おり、額が積み上がっていることが主な原因であり、徴収が追いついていないのが現状です。

資料3「令和5年度給食費（過年分）」をご覧ください。

これは、過年度分として平成30年度から令和4年度までの滞納額です。

全体の調定額 841,731 円に対して、

令和5年度中の収入額 580,659 円、

令和6年度へ繰越となる未納額 261,072 円、

収納率は 68.98% となっています。

なお、令和3年度から不納欠損を行っていません。

不納欠損とは、債権放棄等により収納が見込まれなくなった場合に、次年度に繰越さないようにする決算処理のことです。

また、債権放棄とは、時効が成立し、かつ債権者が時効の援用をすると見込まれるときに債権を放棄することです。

続いて資料4「令和6年度への過年度分滞納繰越額内訳」をご覧ください。

これは、令和6年度に繰り越された、平成30年度から令和5年度までの給食費の滞納額と滞納者数を、学校別にまとめたものです。小中学校合計で1,531,182円を令和6年度に繰越しています。

資料5「令和5年度に未納の徴収方法別一覧」をご覧ください。

児童手当からの特別徴収で、21名405,100円を徴収しました。これは、児童手当法第21条の規定により、保護者からの申出により児童手当の支給時に手当を保護者へ振り込まず、直接市へ納入、天引きをする制度を活用しています。

次に、臨戸徴収は、10月、12月に夜間休日滞納整理を行い、47名382,188円を徴収しました。

次に、学校徴収は、学校の協力を得て保護者への連絡を取ってもらい、1名22,800円徴収し、合計810,088円を徴収しました。

今後も富津市学校給食費の管理に関する条例及び富津市債権

	<p>管理条例に基づき、未納者に対し毎月、督促を行うとともに臨戸徴収を定期的実施し、滞納額を増加させる前に保護者と連絡を取り、児童手当からの特別徴収の方法等を納付相談時に説明しながら徴収率の向上に努めます。</p>
川名委員長	<p>事務局の説明が終了しました。質問はありますか。</p>
川名委員長	<p>大貫共同調理場と天羽共同調理場の収入とは何の収入ですか。</p>
池田係長	<p>調理場の職員の給食費のことです。教員の分は各学校の方に入っています。</p>
宮崎委員	<p>すいません、教えてください。例えば、中学3年生で未納を1年生で起こしたときに、いつまで徴収の期間を追いかけていくのですか。卒業後も追いかけて徴収をしているのか。その辺ってどういうふうになってますか。</p>
池田係長	<p>卒業しても、時効の援用を行うまでは徴収をします。</p>
川名委員長	<p>裁判所なども利用するのですか。</p>
池田係長	<p>何も連絡が取れなかった場合等、裁判所から支払督促をして、差押え等強制執行の手続きをとることができます。</p>
川名委員長	<p>ということで、不納欠損をしていないということですね。</p>
池田係長	<p>不納欠損は、死亡した場合、時効の援用をした場合等に不納欠損となります。</p>
川名委員長	<p>病気や怪我等で収入がなくなってしまう、いかんとしがたくなったときに債権放棄していくと。最終的にはほとんど100%になってくる見込みが強いのですか。</p>
池田係長	<p>最終的に100パーセントに近づくように努めます。</p>
平野委員	<p>100パーセントに近づくようにと言いましたが、実際は本当にいただけてるんですか。</p>
池田係長	<p>未納は増えてきています。滞納整理で徴収の機会を増やしていますが連絡がつかず苦慮しているところです。</p>
平野委員	<p>確かに、資料を見ると未納額は年々増えていると感じたんですが、過去に他の自治体でお金を払わず給食を出さなかった市が批</p>

<p>中山部長</p>	<p>判されたというのを見た記憶があるが、組織で給食をやっている ので、払わなかったら、言葉が悪いが、結局逃げ得みたいなもの もあると思う。これが普通の飲食店だったら、食い逃げじゃない ですか。これは払えないのであれば、給食じゃなくて、各自でお 弁当を促すだとか、直接やってしまうと、いじめだとか、悪い噂 に繋がってしまうといけないので、ちょっとアレルギーがある家 庭なのでお弁当を持って来てもらってるとかっていう方向で、正 直者が馬鹿を見るようなことのないような対応っていうのはで きないものなんですか。一般の普通に給食費を払ってる親の気持 ちとして思うことなんですけど。</p> <p>そういうところも含めて、やはり食べていますので、払ってい ただくように皆様の公平性とかそういうところも併せて理解を していただいて、支払っていただくよう努めていきます。</p>
<p>平野委員</p>	<p>でも実際は払わないですよ。なのでやはり何か変革みたいなの が必要なんじゃないかと思う。今年度は、この程度のマイナ スになっていますが、これだって徴収できるか分からないじゃな いですか。また来年にはどんどん増えてもいけないので、そうい う方式も一つの手として、言えないんですか。</p> <p>ちょっと子供にとっては、かわいそうかもしれませんが、や っぱり義務教育の中でのことですし、生活保護だとかそういう方 だとまた話が変わってくるんでしょうけども、もし、自分の家が 食堂だったら、こんな有様ではとてもじゃないけど自分の生活が 成り立たなくなってしまうと思うんですよ。</p> <p>何かもう少しお金に対しても、当事者意識がないといけないん じゃないかと感じたんですけれども。</p>
<p>川名委員長</p>	<p>そんなことですよ。この収納率が 98.84%っていう 2 ページ のこれが低いか高いかと思いますが、100%が一番いい決まってる んですが、しっかり払ってる人と払わない人がどうしてもいる感 じなんですよ。だから教育委員会の方でも払わない家に直接行 って取り立ててくるってことも実際やってるんですよ。なかな かいただけない家も出てきてしまうっていう実態はあるよう です。</p> <p>学校の方でどうでしょうね、払わない子どもだけ違うものとい う対応っていうのはなかなか厳しいですよ。</p>
<p>財前委員</p>	<p>先ほどあったいじめになるというかやはり、周知の仕方による かと思うが、なんでその子だけっていう時に守りきれない部分 があるかと、昔は学校でも私達教員が実際に徴収をお願いして いたけれど、やはりそれでも払ってもらえない家庭があり、足しげく 通って幾ばかりでもとやっていたが、誠意が伝わらない家庭もあ</p>

川名委員長	<p>りました。</p> <p>平野委員の言ってることが本筋で合ってると思います。 一番の問題は払えない人が払わないのではなく、払えるのに払わないというのが問題だと思う。 新しい調理場ができて、より良い給食の提供ができると思うので、市民の方々にいろいろ周知して、いろいろな形で協力をもらうしかないように思う。問題は払えない人が払えないではなく、払える人が払っていない家庭があることが一番問題だと思う。</p>
川名委員長	<p>ほかにありますか。</p>
藤倉委員	<p>払わない親というのは、代表的な払わない理由は何ですか。</p>
池田係長	<p>未納のほとんどの方は訪問しても出てきてくれない、電話も繋がらないという状況である。または、電話にて払う、来庁すると言っても来てくれない状態です。</p>
藤倉委員	<p>払わない理由はわからないということですか。</p>
細谷課長	<p>そうですね、でも学校とは繋がっているので連絡を取ってもらい徴収に繋がったというところもあります。</p>
平野委員	<p>払わないというのが、まかり通っているのはいけないと思う。結局それで逃げちゃうのであれば罰則じゃないですけど、さっき校長先生が言ったように、確かに無理矢理その子に対して、給食を出さないってことは、いじめだとか何だのっていうのは当然出てくると思いますけど、やっぱりそれだったら自分で弁当持って来させるだとか、そういう日本人特有の、ながら主義みたいなのをきちっと止めて、是々非々で出来る方法でやってかないと、絶対歯止めなんかできないと思うし、結局督促するって言っても、色々な部分の経費がかかっているわけじゃないですか。やはり、そこら辺はちょっと大胆な方法でも何かやっていくようにしなければ駄目なんじゃないかと思う。これは、どこへ行ったってなかなか決まるもんじゃないとは思いますが、ただお願いしているだけでは、結局逃げ得になってしまう。</p>
田中委員	<p>やっぱり公共の事業というか義務教育というのは、市町村がこういった経費も税金でやっているということと、親御さんが学校に通わせないというのを防ぐための制度であると。義務教育というのは、親御さんが学校に出させないことを禁止したことでありまして、それを保護するためにいろいろと協力を得ている中で、罰則を設けないということが決まってるわけですね。この中で、</p>

今おっしゃられたように罰則を設けるとなると、やはりそれに対する不登校とか、親御さんがもう学校には行かせないという事例が増えるリスクがありますから罰則を設けてないんですね。

それは、従来の戦後の日本の義務教育を作ったときの流れですので、今おっしゃられたように、刑法に触れるようなお話というのは慎重に捉えないと、いわゆる社会問題として、今日議員さんも来てますけれども、富津市の条例の中で、義務教育、親御さんが無料で教科書をもらえたり、学校を利用できたりということのなかで、全員を通わせましょうということが目的でありますので、それに妨げになるような条件については慎重に、やはり国民の意見を汲んでいかないと、やはり刑法に触れるような発言というのはかなり大きな問題を起こすと思います。義務教育というのは、昔自分の家の仕事をさせて学校に通わせなかった親御さんを禁止する重要な教育方針ですからそこをご理解いただいて、そこに刑法などを入れるっていうのはかなり慎重に考えないという懸念や公共事業としての一環のものでありますので、あくまでも給食費というのは材料費を払っているということで調理代は払ってないんですね。そのあたりで、生活はできてるんだろうと思いますので、市役所もその際、督促も限界がありますから、督促することに人件費の関係で企業が入っていくとかそういうことはできないわけですから、また折衷案っていうのは必要だと思います。

池田係長

悪質な滞納者に関しては、裁判所の法的措置の方を考えていきたいと思えます。

平野委員

おっしゃられたことは十分わかるんですよ。でもやはりそういうルールが条例で縛りがあったとしても、それができてないんだったら、そういう条例だって時代に沿ったアップデートしなきゃいけないわけじゃないですか。物事の考え方もそうですね。だから私も今、儀礼的に罰則って言葉で表現しましたけども、何かそういった、何かしらを、今後考えていくだとか、ちょっと話の議題の5番に入るんですが、私、先月ある親御さんから、「中学校3年生は給食費が無料で上の子がそうだから助かってる、でも1、2年生もこれ何とかならないのかPTAで言ってくれないか」ということを言われたんですね。それで意見を持ち帰り、教頭とも協議して、「そうですね、議員さんにお問い合わせするか市に問い合わせるかですよ」となって、その後その親御さんに会って、その旨回答をしたんですよ。その親御さんも、こういう資料を知っているか分からないけど、「全員が払っているわけではないんですよ」と、そういうことを言っていたという部分は、やっぱりちょっと何なのかなって感じました。

川名委員長	<p>いろいろと意見いただいて、今この中でいろんな話ができ、こんな形でね、進める部分も必要かなというふうに思っております。この話を聞いてもらって、事務局の方でさらに良い案があれば、今後、それを努力してもらってという形もあるかと思しますので、皆さん委員さんが思ったことを思ったままに言える場が必要だと思います。言いづらいじゃなくて、一応こんなふうに思うけどどうなんだってことを皆さん出してもらって、なかなか結論は出ませんよ。学校の立場とか、保護者さんの立場とか、議員さんの立場、色々な立場があってその中でいろんな意見を拾ってもらって事務局で良い対応してもらおうと。6ページにですね、未納の徴収方法って書いてあるんですが、この児童手当は、給食費も払うのもちょっとつらいかなという方については、児童手当が出てますので、ここから給食費を取っているというもので、臨戸徴収は、市役所の皆さんが払ってない家に行って、集めてきたってやつですね。係長から説明ありましたが、学校で徴収してもらったのが1件で今こんな感じで努力していますが、裁判所の支払い督促も利用しながら、また努力してもらって形で、今日これだけ話題になりましたので少しずつどこかでまた報告をお願いして、また今日の話聞いた中で、こんな形もあるかなというお話を皆さんからいただければと思います。今日は、調理場の見学までありますので後ろは何時に切っていいかわかりませんが、ここまでで次に進んでよろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">（「はい」と言う声あり）</p>
川名委員長	<p>（3）学校給食用食材の放射性物質検査について事務局の説明を求めます。</p>
池田係長	<p>資料6「学校給食用食材放射性物質検査結果」をご覧願います。</p> <p>令和5年度は、5月24日と11月16日に学校給食用食材の放射性物質検査を実施しました。令和5年11月末までに延べ486検体の検査を実施し、いずれの食材についても放射性物質は不検出となっています。</p> <p>放射性物質検査については、東日本大震災における原子力災害に伴い、放射性物質による農作物への影響が生じたことから、学校給食における安全・安心を確保することが求められ、千葉県では、平成24年5月の試験検査を行い、同年6月に学校給食用食材放射性物質検査事業を開始しました。</p> <p>当事業における検査対象の放射性物質は、セシウム134及びセシウム137となっています。</p> <p>検査対象団体は、検査を希望する市町村教育委員会、学校給食を実施している県立学校等及び食事を提供している児童福祉施設等となっていることから、富津市においても当初から検査を希</p>

川名委員長	<p>望し実施していますが、県からの通知により放射性物質は不検出であることから、令和5年度の検査をもって学校給食用食材の放射性物質検査は終了となりました。</p> <p>事務局の説明が終了しました。何か質問はありますか。</p> <p>(「なし」と言う声あり)</p>
川名委員長	<p>質問が無いため、続いて議題(4)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について事務局の説明を求めます。</p>
長谷川場長	<p>(4)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について説明します。</p> <p>資料7「令和5年度小中学校給食食材費物価高騰対策事業に係る給食材料費」をご覧ください。</p> <p>通常、給食材料費は保護者等から徴収した給食費で賄いますが、学校給食材料費が高騰する中、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、保護者の負担を増加させることなく質・量を維持した学校給食を提供するため、小中学校の給食材料費を増額し支援したものです。令和5年度の給食材料費の決算額①は、1億6,214万8,833円で、そこから実際に児童・生徒・教職員等から徴収した給食費調定額に第3子以降無償化分と中学3年生無償化分を加えた給食費調定額②の1億4,109万2,235円を差し引いたものが給食費上乘せ分、これが物価高騰分になるのですが、2,105万6,598円である。給食費上乘せ分内訳として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金927万4,000円、市負担分として、1,178万2,598円となります。</p> <p>令和6年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用は予定されていないので上昇分は市負担となる予定です。</p>
川名委員長	<p>事務局の説明が終了しました。何か質問はありますか。</p>
田中委員	<p>先ほどおっしゃられたように、やはり日本全国の中ではもう既に無料になっている市町村があるわけですので、国民が均等にサービスを受けられるように、やはり訴えかけていく必要があると思います。</p>
川名委員長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>そうですね、5番に無償化事業がありますので、そこで再度、よろしいですか。</p> <p>続いて議題(5)学校給食費無償化事業について事務局の説明</p>

池田係長	<p>を求めます。</p> <p>(5) 学校給食費無償化事業について説明します。</p> <p>資料8「令和5年度富津市立中学3年生学校給食費無償化事業及び第3子以降学校給食費無償化事業」をご覧ください。</p> <p>左側のAは令和5年度決算において、無償化分も含む児童・生徒の給食費総額1億2,540万3,134円です。無償化していなければ徴収する給食費の総額です。</p> <p>次に給食費徴収額Bは無償化に該当しない児童・生徒から徴収した給食費9,408万9,094円です。</p> <p>Cは中学3年生を無償化した総額1,745万1,900円です。</p> <p>Dは第3子以降学校給食費無償化総額1,386万2,140円で、第3子以降財源内訳として、千葉県公立学校給食費無償化支援事業補助金677万3,000円と市負担分708万9,140円となります。</p> <p>次に令和6年度第3子以降学校給食費免除申請件数について説明します。</p> <p>令和6年6月20日現在で第3子以降の申請者件数は、県補助対象者266名、市補助対象者55名で合計321名である。この中には、中学3年生で第3子以降に該当する生徒24名を含んだ人数です。申請取消となった11名は、就学援助費が認定され学校給食費が補助されることから第3子以降の免除を取り消した人数です。</p> <p>令和6年度から富津市学校給食費の管理に関する条例施行規則を改正したことにより、第3子以降学校給食費の免除期間は免除開始日から小中学校で学校給食を受ける児童・生徒が在校中の期間となったことから、令和5年度に申請した在校生は継続して無償化となり、今年度新規に申請書を提出したのは新1年生のみとなっています。</p> <p>次に令和6年度中学3年生学校給食費無償化事業について説明します。</p> <p>市独自に重要な進路決定を控える中学3年生の保護者の経済的負担を軽減するため、中学3年生の学校給食費を無償化しています。市内中学3年生の対象者人数合計は268名で、今年度予算額で1,705万4,000円を計上しています。市外在住で市内の小中学校へ通学されている2名は対象外となるので学校給食費を徴収しています。</p>
川名委員長	<p>事務局の説明が終了しました。何か質問はありますか。</p>
池田係長	<p>県該当では3人扶養の子がいれば該当となり、市該当では3人の子がいれば該当になります。</p>
平野委員	<p>私はさっきお話した通りに、他の中学1年生2年生とか、小学校も富津市は無償化にならないんですかって、中学校だけでも早</p>

く無償にしてくれるように言ってくださいって言われたんですけど、それはPTAの仕事じゃないだろうと思って、さっきお話しした通りなんですけど、いかにせんちょっとお金のかかる部分なんです、ましてや厳しい富津市ですので、なかなかそうはいかないのかなと思うんですけど、長い展望を見ても、全児童無償化にはならないですかね。

川名委員長

教育長、いかがでしょうか。

岡根教育長

かつては、小さな市町村の学校給食費無償化というのは、結構進んでいたんですけど、このところ市川市とか、大きな都市が無償化に舵を切っている現状がございます。

ただし市町村の財政力は、それぞれ違いますので、一概に全てを各市町村の判断で無償化するのはかなり難しいところがあって、私どもとしては、全国的に学校給食のあり方については国できちんと保障するというような動きを求めているのが実態です。

その中で県の方が、先ほど申しました第3子以降の、子供さんの数が多い方だと、今の少子化も含めて第3子の子供さんは無償化にしましょうって言ってますけれど、無償化のための制限がもう大人になった人がいる場合は関係ありませんと言って、カウントの仕方が、単純に子供が3人以上という形ではないんですね。

それに対して富津市は、その制限を市としては、順番に3人以上いた場合に全部無償化しましょうということで変えました。それでも事務局にしてみると、誰がどうなっているかを全部チェックするのは結構大変な作業なんですけど、それでも進めています。

それと市長が進路決定をする中学3年生になると、かかる費用も結構あるだろうというところから、最低そこは3年生については無償化をしていきたいと思いますということで、前倒しで今動いています。ご意見として、このように中学2年生、1年生まで広げてくれという意見がありましたことは、伝えていきたいと思っておりますけど、財源的な面というところで、1億何千万と出てきましたけど、そこら辺の費用をどうやって捻出するかってことで市長さんも頭痛めている状況であります。そういう社会の動きの中で、どのように無償化が進んでいくのかとか、だんだんとそのような動きにはなってきていると思うんですが、市町村単位でやるってことに関しては、さっき言ったような状況の中では、市町村によっては、中々難しい市町村というのが出てくるというのは事実です。

本市は極めてこれについては慎重にならざるを得ない状況ですけど、かなり広げて、中3は無償化しましょうとか、だんだん動いていることは事実ですけど、一足飛びに全部ってわけにはいかないだろうというのが悩みの種になっているのは承知してあります。ご要望については伝えていきたいと思っておりますし、各PTAさん

川名委員長	<p>がそう思ってるんだと思うんですね。そうしてもらいたいというのがあることは、こちらの要望として承りますのでPTAの会員の方には、「俺は言ったよ」って言ってください。私どもが承って考えていきます。ありがとうございます。</p> <p>ありがとうございます。平野委員さん個人的な立場ではなくて、委員の意見として述べたということで、そういうお話していただければ。</p>
平野委員	<p>私は個人的には、お金払う、払わないは別として、親が金払って食わせてるんだよっていう、物のありがたみと金のありがたみを子供にうちは言ってるんですよ。ちょっと個人的な話になりますけど、そういった部分を教育する部分では、負担はいくらかしても、いいだろうと私は思ってるんですよ。だからこの間、そういう意見を伺った時は、その場で話を軽く話して、学校に持ち帰って話をして、その後話をしましたけど、またお会いしたら市の方もそういう話だったってことは伝えさせていただきます。</p>
川名委員長	<p>はい。教育長さんのありがたいお話もありましたので、今後いろんな形でどういう形で進むかわかりませんが、今後見ながら、なるべくいい形になるように私達も委員としての意見でね、お話ししていきたい。田中委員のお話もありましたので、委員の意見として、重く受け止めていただき、尽力していただければ助かります。</p>
川名委員長	<p>他に意見はありますか。</p> <p>(「なし」と言う声あり)</p>
川名委員長	<p>他に質問が無いので、続いて議題(6)富津市学校給食食物アレルギー対応マニュアル(案)について事務局の説明を求めます。</p>
岡本主査	<p>議題(6)富津市学校給食食物アレルギー対応マニュアル(案)について説明します。</p> <p>マニュアル(案)については、先に委員の方々にマニュアルを送付した後、養護教諭の先生方と意見交換会を行い、修正を行いました。特に修正箇所が多かった15頁までを差し替え版として配布しているので、こちらをお手もとにご用意いたします。</p> <p>マニュアル(案)についてはまだ検討段階のもので、これから文言や様式等の変更があることを先にお伝えしておきます。その上で今回の給食運営委員会へ上程したのは、就学時健診において学校給食における食物アレルギー対応の説明を行うため、8月半ばまでには基本方針と除去食の対応内容について決定しなければ</p>

ばならないからです。

新調理場における食物アレルギー対応については、令和7年9月（2学期）から開始する予定で進めています。今日は、令和7年9月から始まる除去食対応の内容を中心に食物アレルギー対応マニュアルの（案）について説明します。

マニュアル（案）の4頁をご覧ください。第Ⅱ章として新調理場における食物アレルギー対応の基本方針を示しています。

4頁の2の対応の基本方針の（2）をご覧ください。新調理場で行う食物アレルギー対応は、「除去食対応」と「情報提供対応」になります。

情報提供対応とは、通常の献立表とは別に給食に使用する原材料にアレルゲンが表示された「食物アレルギー献立表」を配布する対応で、現在も行っているものになります。

除去食対応とは、通常の給食からアレルゲンとなる原因食材を除いた給食を提供する対応で、先ほどもお伝えした通り、新調理場において令和7年9月から開始する新たな対応となります。

新規に開始となる除去食対応は、「卵除去」と「乳除去」、「卵と乳除去」の3パターンとなります。5頁の上段をご覧ください。

① 卵除去食は、卵のみ除去した給食の提供を行います。

② 乳除去食は、牛乳・乳製品のみ除去した給食の提供を行います。

③ 卵と乳除去は、卵と牛乳・乳製品を除去した給食の提供を行います。

※印として但し書きを付記していますが、卵と乳以外に原因食物を併せ持つ場合、除去食の対象外となりますが、その原因食物が給食に使用しない食材である場合には、除去食の対象となります。

この※印の給食に使用しない食材とは、次の項目の（3）をご覧ください。

給食に使用しない食材として、そば、落花生、くるみ、あわび、いくらの5品目を限定しています。アレルギーの原因食物として卵と乳以外に、この5品目を持ち合わせている場合は、除去食対応の対象となるということです。

次の（4）では給食に含まれるアレルゲンとして、食物アレルギー献立表に情報提供を行う品目を限定しています。

上段の卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生、くるみの8品目は、症例数や重篤な症状が相当数見られる食材で、食品への表示が義務付けられている特定原材料になります。

下段は、特定原材料に比べると発症数や症状が少ないものとして、可能な限り表示することが推奨された特定原材料に準ずる食材のうち、19品目を限定しています。表の下に※印で付記しているが、表の中に括弧でくくられた食材は、先に説明した給食で使用しない食材です。その次の※印は、特定原材料に準ずる食材

は本来 20 品目ですが、今年の 3 月 28 日に推奨表示となったマカダミアナッツについて、包装等への表示に一定期間かかると考えられるため、これを情報提供品目から除外した 19 品目となっています。

6 頁の下段の 3 に、学校給食における食物アレルギーの対応レベルと対応方法を新設しました。

学校給食の提供における食物アレルギー対応は、食物アレルギー対応の手引書においてレベル 1 から 4 までの対応段階が示されており、富津市における対応は、レベル 1 からレベル 3 までを基本として、レベル 4 の代替食の提供は行いません。レベル 1 からレベル 3 までの具体的内容は 7 頁以降に掲載しています。

6 頁の下から 4 行目、レベル 1 からレベル 3 の対象者に共通する事項を示しています。③が 2 行に渡って誤って示されているのでご了承ください。

- ① 医師の診断等により食物アレルギーと診断されていること。
- ② 対応開始時、変更時及び年度切り替え時に生活管理指導表の提出があること。
- ③ 家庭でも原因食物の除去等の食事療法を行っている。この三つが必須となります。

7 頁をご覧ください。それぞれのレベルの内容と対象者をご説明します。

(1) レベル 1 は情報提供対応として、先程説明した通り給食に含まれるアレルゲンを表記した「食物アレルギー献立表」を対象となる保護者へ事前に配布し、それを基に保護者や担任等は、当該児童生徒が適切に除去できるよう指示し、児童生徒自身が給食からアレルゲンとなる食品や料理を除去しながら食べる対応のことです。

対象者となるのは、先の共通項目の①から③の必須事項に該当していることに加え、

- ・原因食物がアレルギー献立表の情報提供食品に該当していること。
- ・原因食物が多岐にわたらず症状が比較的軽症で、保護者や担任の指示のもと原因食物や原因食物を使った料理等の除去を、児童生徒が適切に行えることが条件となります。

次に (2) レベル 2 の弁当対応です。これは完全弁当を持参してもらう対応で、アレルギーの原因食物が多種類にわたる場合やごく微量でアレルギー症状が誘発させる可能性がある等、集団給食において安全性が確保できない場合に、給食での対応が困難となるため、年間を通して全ての給食の代わりとなる弁当（完全弁当）を、家庭から持参してもらうものです。

対象となるのは、先の共通項目の①から③の必須事項に該当していることに加え、

- ・アナフィラキシーショックの発症の危険がある場合。

・微量での食物アレルギー症状の発症が危惧され、比較的症状が重い場合。

・原因食物が多岐にわたり、給食対応が困難である場合に、完全弁当を持参してもらうことになります。

次に（３）のレベル３、除去食対応で、来年の７月から開始となる対応です。

給食の調理工程において、原因食品（アレルゲン）を加えない給食の提供を行う対応で、調理場では通常食から原因食品を加えない（除いた）除去食の提供を行います。除去食の対応品目は基本方針にも示していた通り、原因食物を【卵】、【乳】、【卵と乳】の３パターンとします。献立内容によっては原因食物を除去できず、除去食を提供できない場合があるため、この場合には、家庭から提供できない給食の代わりとなるものを持参してもらう、一部代替持参となることがあります。

対象者となるのは、先の共通項目の①から③の必須項目に該当していることに加え、

・症状が重篤でなく、学校給食での調理対応が可能であることが条件となります。

この症状が重篤でなく、調理対応が可能とは、次の１から４で示しています。

- １） アナフィラキシーショックの発症の危険がない。
- ２） 調理器具の使い分けの必要がなく、離れた場所での粉の飛散等による微量混入による発症の危険がない。
- ３） 原因食物は【卵】、【乳】以外はない。ただし、卵と乳以外の原因食物として給食に使用しない食材を併せ持つ場合は、除去食対応の対象となる。
- ４） 原因食物に使用した揚げ油の共用が可能であることに加えて、

・アレルギー専用容器の外部に該当児童生徒の氏名やクラス名及び原因食品等を表示することを承諾していることが、除去食対応の条件となります。

以上が、来年の９月から開始となる食物アレルギー対応の基本方針と対応内容になります。

マニュアルの他に、学校給食における食物アレルギーフローチャートとして、（保護者配布用）と（就学時健診配布用）を作成し、保護者にはわかりやすい形で説明できるように作成しています。学校給食における食物アレルギー対応フローチャートをご覧ください。１枚目は令和７年９月以降の新たに始まる除去食の対応を記したもので、２枚目が令和６年７月までの現在の対応について説明するものです。

どちらも上段に給食について情報提供する品目を太字で掲載していて、括弧書きで給食に使用しない食材を供給しています。その下に対応のフローチャートを示し、フローチャートの始ま

	<p>りはアナフィラキシーとなっています。</p> <p>この順序で進んでいくことによって、保護者が自分で情報提供対応になるのか、完全給食になるのか。除去食対応になるのかというのを説明しながら、決定していく形になります。</p> <p>一番下に給食における情報提供品目以外の食品、食物アレルギーを持っている場合を表記しています。情報提供を調理場の方からできませんので、献立を見て通常の献立表の料理名等から個人で除去を行うという形になりますので、一応学校給食としては食物アレルギー対応外という形で、一番下に記載させていただきます。ということで、就学時健診においてはフローチャートを用いながら説明をする予定にしています。</p> <p>マニュアルについては、今ご説明した通り、対応の基本方針や主な流れについての変更はありませんが、まだまだ様式等についてはこれから検討を進めて変更になる予定になっています。</p> <p>以上で、富津市学校給食における食物アレルギーマニュアル(案)の説明を終わります。</p>
川名委員長	事務局の説明が終了しました。何か質問はありますか。
財前委員	そば、落花生、あわび、いくら、くるみは学校給食に出ないということでしょうか。
岡本主査	はい。
川名委員長	(案) ということで修正もあるということですね。
平野委員	こんなにたくさんアレルギーがあるなんて初めて知った次第なんですけど、どれぐらいの方がアレルギーの該当がありますか。
岡本主査	情報提供外の児童生徒もいるため把握しきれていないわけでは無いですが、通知決定等行っている人数は現在 58 名です。
平野委員	本人が知らなくて給食を食べていてアレルギーが出てしまったというケースはないですか。
長谷川場長	ここ数年はないのですが、事例としては初発と言って、今まで食べたことのないものを給食で初めて食べてアレルギーが発症してしまうものと、今までアレルギーではなかったが、急にアレルギーになってしまうというものがあるので可能性はあります。
岡本主査	先ほど言った 58 名も今年度の途中から 3 名加わっているのもそれまで食べられていたものがアレルギーとなったということ

川名委員長	<p>です。 他にありますか。</p>
河野副委員長	<p>はい、質問じゃないんですけれども、アレルギー対応は、今、本校に20人近くいるんですね。日々、給食が始まる前にアレルギーの子の給食は先に作って、途中担任が本人と確認をして、それで職員室に電話をかけてきて、職員室の一応教頭がやっていますけれども、そのアレルギーの対応を見ながら、今日はこれとこれを食べないよねと、確認をしているんですけれども、それだけでもかなり人手もかかる次第なんです。本校は、単独調理場なので栄養士さんがいて、かなりの部分を栄養士がやってくさっているところがあります。例えば、アレルギーの対応のチェック表を作成したり、色々な仕事があるんですが、それが来年度からは新共同調理場の方に行ってしまうので、かなり仕事が、しかも命に関わる結構危険なことですしね、間違えたらいけないことなので栄養士さんがすごい厳しい目で見ていますけれども、そういったことがかなり学校の方に降りかかってくるんですけれども、例えば市でそういったところに何か補助をしようとか、手を差し伸べようとかっていうようなお考えがあるのか、それとももう全部学校でやってくださいよっていうことになるのか。今、その仕事をどう振り分けていこうか、本校の養護教諭もかなり毎日来室が60人ぐらいいるので、そういった中でアレルギー対応を全部養護教諭に言う訳にはいかないんですよ。他の単学級の学校さんとはちょっと違うので、その仕事をどうしようかなって今悩んでるところなんですけれども、何かそういうところをもう少し考えてくださっているところがあるのか無いのか、質問させていただけたらと。</p>
細谷課長	<p>はい、アレルギー対応ということですが、理想であれば、そういう人をつけて丁寧に見ていくというのが一番だと思いますが、現状はなかなか人がつけられないところだと思いますので、いまいる人員でどう工夫をしてより安全にアレルギー対応していただくかという形になるかと思います。</p> <p>今回給食については、他の市の方でも同じように共同調理場という形で、同じような規模で同じような人員の体制で、既にやっている市もございますので、どのようにやるとより安全に、より効率的にできるのかということも情報共有しながら、またそれを学校に伝えていければと思います。また青堀小さんでは教頭先生がやっていただいているという話があったと思います。学校によってその職員の構成も違うかと思いますが、やれる中で、またスクールサポートスタッフという職員の方もついていますので、どのように職員を活用していくかということもまた、管理職の先生方で工夫していただいていますね、やっていただければと思いま</p>

	<p>すので、それでも足りないというところであれば、市の方にご相談をいただければ、ぜひ、よろしくお願いします。</p>
河野副委員長	<p>わかりました。ありがとうございます。またご相談させてください。</p>
川名委員長	<p>今度、調理場から来る時には、名前が書かれた形で持ってくるのですか。</p>
岡本主査	<p>もう全部名前が書いてあります。全部セットされて届きます。</p>
河野副委員長	<p>それは、除去食の場合ですよね。除去食じゃなくて、詳細献立の場合で、家から持ってくる場合とか、完全弁当は本校では4名いるんですけれども、とにかくいろいろな今日はこれを食べる食べないとかのチェックがあると、例えば詳細献立表があるじゃないですか、今は栄養士さんが全部チェックをして、その20名ぐらいの保護者宛にきちっと作って、それを届けて受け取ってチェックを全部やったださってるんですけれども、新調理場になったら、そのデータがポンと学校に送られてきて、それをきちっとその子宛のものを全部学校でチェックをして作ってそれを保護者に渡して、それを確実に受け取って、確認して、それをさらに表にまとめるっていうような作業が入ってくるんですよね。そこを今は、全部栄養士さんがやったださってるんですけれども、それがなくなるので、日常のチェックはもちろん色々大変な仕事がかかなり増えるので栄養士さんとも相談してるんですけれども、スクールサポートスタッフさんにそれをお願いした時に、命に関わるような情報をきちっと見てなければいけないのに、それを任せていいのかみたいところがあって、やっぱり養護教諭か教頭であるとか、そういったところを見ていかなければならないんだと言った時に、大変な部分が出てくるということで、ちょっと相談をさせてもらえたらなって思い、どこかの部分を給食係さんが手伝ってくれるとかがあれば、もちろん自動的にできればいいんですけど、なかなか難しい部分もあると思うんですけれども、来年は、そういった部分でだいぶ学校の体制が変わるので、また相談させていただけたら。</p>
岡根教育長	<p>はい、基本的に教頭や職員はどこまでできるかって言ったら、あんまり当てにはできませんよね。だって分からないですよ。やはりお医者さんと保護者と、食材をしっかりと提供して、確認を取るっていうことが一番重要で、私が校長の時には、お医者さんの意見を聞き、この子はこれを食べさせないでくださいってことがはっきりしてるのであれば、その段階で弁当にするのか、このときは給食を食べる、おかずは食べないようにするのかを聞いて</p>

てやりました。つまり、このマニュアルは、こういう食材についてはこういう対応しますよってことだけ書いてあるんですけど、それ以外の、これを食べさせるか食べさせないか云々っていうのは、お医者さんに判断をしてもらわないとできません。親も簡単に大丈夫でしょう、と言っても、蕁麻疹ができたりするなんてこともあるかと思うんで、お医者さんがきちんと「この子にはこういうところは気をつけてください」というものをきちっと書いてもらったものを確認して、このときにはこういう食事にしますとかはチェックしなければいけない。チェックが大変だけど、やはり学級担任も含めて養護の先生と協力してやってもらうと、普段食べてるときには、担任がきちっとこの子はこれを食べさせるっていう部分では、もうピリピリしながらやってもらわないと困ります。私が校長の時には、学級担任から連絡が無い場合には担任を指導しましたから、両方確認を取って、この給食は安全に提供するっていうのが、要は万全を尽くしても、事故は、起きてしまう。あのチヂミの事件というのがあって、チヂミを食べずに代替食を食べただけど、先生が余ったチヂミをどうするって聞いて、この子が「食べられる」と言っておいたら事故になった。このような状況があるので、やっぱり担任も知っていなければいけない。そういうのはきちっとやってもらうのは当然求められる仕事だと思いますので、連携が大事だと思う。お医者さんの意見が大事だと私は思っています。

また、他校では、食べてから少し経って運動したら出るっていう子がいました。その子は何の食材かは判らないし、不明だと言われたんですよ。そういった子がいた場合にどうするかは、やはりお医者さんの判断を仰いで、この子には、食後すぐ運動させるのをやめるのか、例えば、お弁当を持って来てもらうようにするのかっていうのは、お医者さんの判断になるんじゃないのかということで、学校には指導しましたが、わからないっていうのが出てくるとかなり今回の場合で言う、乳とか卵とかこれだけでないので、いろいろ他にも沢山そういったのがあるってことは事実なので、やはり、敏感になってもらわなければ困る部分は、あるという感じがしますが、どうなんですかね。

田中委員

そうですね、やはり運動会などお昼休みに果物を食べて1時間後に走って、アレルギー症状が出るなんてことは言われてますので、やはりそういう可能性のあるお子さんには、お昼に果物を食べさせないとか、ここのやはり情報ですよ。いつ何年生から発症するかはわかりませんから、そういうエピソードが重いものから軽いもので一度でもあった方については、個別に対応し、例えば午後に体操があるような日には、昼ご飯に果物はとらないとか、少しずつ対応していったら、防げるものは防げるということです。

岡根教育長	わかりました。一応給食に出されてるものについて二回あったもので、今回の食材調べたら同じものがないんだそうですよ。いやこれは難しいので、やはりお医者さんの専門的な意見を聞かないと難しいのと、緊急の場合は、エピペンの使用について、みんなで共通認識を、重篤な時には打たなければならないのは事実なので、そこは、現場の校長先生方にも考えていただく部分ではあるかと思えます。以上です。
川名委員長	はい、ありがとうございました。 他に皆様方よろしいですか。
池田係長	はい、学校現場の事務軽減、安全確保の為、給食係でも検討しており、予算要求をしていきたいと考えています。
川名委員長	他に質問は無いようですが、事務局から他にありますか。
細谷課長	事務局からはありません。
川名委員長	委員からこの場で協議したいことがありますか。  (「ありません」と言う声あり)
川名委員長	特に無いようでございますので、以上で本日の議事はすべて終了させていただきます。これで議長の任を解かせていただきます。
池田係長	令和6年度第1回富津市学校給食運営委員会を閉会します。